

処 分 通 知 書

奈地検新第 186 号
平成30年 8 月 28 日

志岐 武彦 殿

奈良地方検察庁

検察官 検事

皆 川 剛 二

貴殿から平成 30 年 4 月 5 日付けで告発のあった次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知します。

記

- 1 被 疑 者 高市 早苗
- 2 罪 名 所得税法違反
- 3 事 件 番 号 平成30年検第887号
- 4 処 分 年 月 日 平成30年 8 月 28 日
- 5 処 分 区 分 不起訴